平成22年5月31日裁決

### 主文

本件再審査請求を棄却する。

#### 理由

## 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人に対し、健康保険法(以下「法」という。)による療養費として、後記第2の2記載の原処分に係る○万○○○円に加えて、同3の(2)記載の○○○○円を支給することを求めるということである。

# 第2 再審査請求の経過

- 1 健康保険の被保険者である請求人は、平成○年○月○日、大腸ファイバースコープによる検査及びポリープ切除のため、a病院(以下「a病院」という。)で診療(以下「本件診療」という。)を受け、本件診療に要した費用の額が○万○○○円であったとして、平成○年○月○日(受付)、全国健康保険協会○○支部長(以下「支部長」という。)に対し、法による療養費(以下、単に「療養費」という。)の支給を申請した。
- 2 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、〇万〇〇〇〇円の療養費を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、要旨、次のように述べて、再審査請求をした。
  - (1) 健康保険の保険証が未発行だった ため、本件診療については、全額(〇 万〇〇〇円)自費で支払った。後日、 職場を通じて、療養費の支給手続を行 い、〇月〇日付の支給決定通知書を受 け取った。
  - (2) 上記の○万○○○○円には医療費である○万○○○○円のほかに消費税が含まれているところ、支給決定通知

書に記載の療養費の金額(〇万〇〇〇〇円)は、消費税を控除した〇万〇〇〇円の7割であり、消費税を含む〇万〇〇〇円の7割ではないから、原処分に係る〇万〇〇〇〇円は、本件診療について請求人に支給されるべき療養費の額に〇〇〇〇円不足していることになる。

## 第3 問題点

1 法第87条第1項は、「保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下、この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」と規定している。

法第87条第2項は、「療養費の額は、 当該療養(食事療養及び生活療養を除 く。)について算定した費用の額から、 その額に第74条第1項各号に掲げる場 合の区分に応じ、同項各号に定める割合 (注:請求人の場合は、100分の30) を乗じて得た額を控除した額及び当該食 事療養又は生活療養について算定した費 用の額から食事療養標準負担額又は生活 療養標準負担額を控除した額を基準とし て、保険者が定める。」と規定している。

法第87条第3項は、「前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第76条第2項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第85条第2項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第85条の2第2項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第2項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。」と規定している。

法第76条第2項は、「前項の療養の 給付に要する費用の額は、厚生労働大臣 が定めるところにより、算定するものと する。」と規定している。

2 本件診療が法第87条第1項に規定する療養費の支給要件を満たすものであることについては当事者間に争いがないものと認められるから、本件の問題点は、前記1の関係法令に照らし、原処分が適法かつ妥当と認められるかどうかである。

# 第4 審查資料

「(略)」

- 第5 事実の認定及び判断
  - 1 「略」
  - 2 本件の問題点を検討し、判断する。
    - (1) 請求人が健康保険の被保険者証を 提示して本件診療を受けたとすれば、 その診療に要した費用〇万〇〇〇〇円 の3割を負担するにとどまり、消費税 相当額○○○○円を負担することはな かったところ、本件診療の当日におい て、被保険者証は請求人に交付されて おらず、その結果として、a病院が本 件診療を自由診療として取り扱い、消 費税相当額を請求人から領収したこと は明らかであるから、その時点でa病 院の執った措置には何らの問題も存し ないというべきである。また、保険者 が、療養費は、本来消費税が課税され ない療養の給付に代えて、支給される ものであるから、療養の給付の範囲外 である消費税相当額について療養費が 支給されないことは理にかなっている というべきである。そうすると、本件 診療に要した費用は〇万〇〇〇〇円と するのが相当であり、その7割の○万 ○○○○円を療養費として支給すると した原処分は、適法であり、何ら不当 な点も存しないものというべきであ る。
    - (2) なお、a病院が本件診療について 請求人から支払を受けた消費税相当額 の今後の処理の問題が、本件再審査請 求における審査・判断の対象とはなら

ないものであることはいうまでもない

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。